

平成12年6月27日
〔照会先〕
厚生省保健医療局
国立病院部政策医療課
担当 富澤(内線 2623)
小澤(内線 2629)
電話 03-3503-1711(代表)
03-3595-2274(直通)

国立病院等における診療情報の提供に関する指針について（報告）

平成12年6月27日
国立病院等診療情報提供推進検討会議

本会議は、平成11年12月より計6回の審議を重ね、今後の国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センターにおける診療録の開示等、診療情報の提供に当たっての統一的な取り扱いについて検討を行ってきたところであるが、今般、別添のとおり、「国立病院等における診療情報の提供に関する指針」として取りまとめたので報告する。今後、厚生省においては、各施設が、本指針に基づいて、適切かつ円滑な診療情報の提供の推進を図るよう指導されたい。

なお、診療情報の提供に当たっては、下記の点に留意し、診療録等の管理体制の拡充、教育研修等の推進を図るとともに、迅速かつ正確な情報の提供が可能となるような環境整備についても十分配慮されたい。

記

- 1 診療録等開示後にサポートが必要となる患者のアフターケア体制の構築を図ること。
- 2 診療情報の提供、診療録の記録及び保管方法並びに臨床統計等について、教育研修を積極的に実施すること。

3 診療録について

- (1) 診療録については、公文書として、施設の責任において、施設内の適切な場所に保管すること。
- (2) 施設内に診療録等管理委員会など、診療録等の管理に関する組織を設けること。
- (3) 患者の診療情報を一元的に把握することができるよう、一患者一診療録とする体制について検討を進めること。
- (4) 診療録等の管理保管環境の向上のため、診療情報管理士等、必要な職員の養成確保を含めた適切な体制の整備について検討を進めること。

4 国立病院部において、本指針の施行後、適宜内容の検証を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ見直しを行うこと。

(別添)

国立病院等における診療情報の提供に関する指針

はじめに

医師をはじめとする医療従事者は、患者の診療情報提供に関する要望、自発的かつ積極的な診療への参加等に対応するため、インフォームド・コンセントの理念に基づいて、診療録等に必要な情報を記録し、これを適切に管理するとともに、診療内容の説明、又は診療録等の開示により診療情報を積極的に提供するよう努めなければならない。このため、本指針では、国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センター（以下「国立病院等」という。）における診療録の開示等による診療情報の提供に当たっての統一的な取り扱いを定める。

1 用語の定義

- (1) 診療情報の提供：診療の過程で得られた、患者の身体状況、病状、診断、治療等についての情報を提供すること。診療情報の提供は、診療内容の説明、診療録等の開示の方法により行う。
- (2) 診療内容の説明：日常の診療において、診療録等に基づいて、診療内容を具体的にわかりやすく説明すること。
- (3) 要約書：診療録等の主要な内容を簡略にまとめたもの。
- (4) 診療録等の開示：診療録等を閲覧に供すること、並びに、写し又は要約書を交付すること。

2 目的

国立病院等における診療情報の提供を通じて、
①診療に関する情報提供を求める国民的なニーズへの適切な対応
②診療に対する患者の積極的な参加の促進
③患者と医療従事者とのより強固な信頼関係の確保
を図ることにより、良質な医療を提供する体制を構築することを目的とする。

3 診療情報提供の一般原則

国立病院等においては、診療情報提供の対象者に対し、診療内容の説明を行うとともに、当該対象者の求めに応じて、診療録等の開示を行うことを原則とする。

4 診療情報提供の範囲及び内容

(1) 範囲

ア 原則

本指針において提供の対象となる診療情報は、国立病院等において作成管理される以下の諸記録に含まれる情報とする。(①から③を「診療録等」という。)

なお、他の医療機関（国立病院等を含む。）において作成された紹介状、証明書等は、対象外とする。

- ① 医師法（昭和23年法律第201号）第24条に規定する診療録
- ② 歯科医師法（昭和23年法律第202号）第23条に規定する診療録
- ③ その他、医療従事者が作成した看護記録、処方せん、検査記録、エックス線写真等の診療に関する諸記録

イ 診療録等の開示期間の範囲

対象者に開示する診療録等は、原則として、申請書を受け付けた日から遡及して5年以内に作成されたものとする。

ただし、施設長は、診療上の必要性その他正当な事由があるときは、診療録等開示委員会の答申に基づいて、当該期間の延長又は短縮を行うことができるものとする。

(2) 内容

- ① 診断名又は予想される診断名
- ② 診療方針、診療計画及び診療結果
- ③ 検査内容及び検査結果
- ④ 治療の内容、効果及び副作用の有無
- ⑤ 処置、手術及び侵襲的検査行為の危険性及び合併症
- ⑥ 代替的治療方法
- ⑦ その他患者が説明を求めた事項

5 診療情報提供の対象者

診療情報提供の対象者（以下「対象者」という。）は、原則として、当該診療情報に係る患者本人、並びに患者本人の指名した親族又はそれに準ずる者とする。

ただし、患者本人の判断能力が欠如していると判断される場合には、法定

代理人、及び実質的に患者のケアを行っている親族又はそれに準ずる者とする。

6 診療情報提供の方法

(1) 診療内容の説明

診療を担当する医師又は歯科医師は、日常診療において、対象者に対し、診療の内容について、積極的かつ丁寧に説明するものとする。

(2) 診療録等の開示

対象者は、診療録等の開示を希望する場合には、書面により施設長に申請書を提出する。

申請を受けた施設長は、以下の手順で開示を行う。

① 診療録等の開示については、施設長が申請を受理した日の翌日から起算して、14日以内に書面をもって回答する。

ただし、やむを得ない理由により、かかる期間内に回答することができない場合は、申請書を受理した日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。

この場合、施設長が申請を受理した日の翌日から起算して、14日以内に書面をもって、延長の理由を対象者に通知する。

② 開示は閲覧によることを原則とする。

対象者が写し又は要約書の交付を希望した場合は、診療録等開示委員会の答申に基づいて、写し又は要約書を交付することができる。

③ 閲覧は、施設長が指定する場所において、職員の立ち会いの下で行い、診療録等の病院外への持ち出しは禁止する。

④ 対象者が、診療録等の開示に併せて口頭による説明を申請した場合、医師又は歯科医師は、診療録等の開示とともに口頭による説明を行う。

⑤ 開示申請書及び開示許可書の様式、その他開示に関する手続の詳細については、別途施設長が定める。

7 診療録等の開示の申請期間

対象者は、原則として、患者本人の受療期間中に、当該受療中の疾病に係る診療録等の開示申請を行うものとする。

ただし、患者本人が死亡した場合の特例として行う診療録等の開示申請については、患者の死亡日の翌日から起算して60日以内の期間とする。

8 診療録等を開示しないことができる場合

次の各号のいずれかに該当する場合には、施設長は、診療録等開示委員会に諮った上、診療録等を開示しないことができる。

- ① 治療効果等への悪影響が懸念されるとき
- ② 患者本人以外の第三者の権利利益を損なうおそれがあるとき
- ③ 患者本人以外の対象者から診療録等の開示請求がなされた場合であつて、本人が開示を希望しない場合、又は開示することが当該患者の利益に反すると認められるとき
- ④ その他、開示を適当でないと認める相当な理由があるとき

9 患者本人が死亡した場合の特例

診療録等の開示は、原則として患者本人に対して行うものであるが、患者本人が入院中に急死した場合など、患者本人が意思表示できなかつた場合で、遺族からの請求があり、遺族との信頼関係の確保の観点から、主治医が必要と認める場合には、施設長は、診療録等開示委員会に諮り、診療録等の開示の対象者、開示の範囲及び内容、開示方法等を審議した上、診療録等の開示を行うことができる。

10 診療録等の開示手数料

- (1) 診療録等の開示を行う場合、施設長は、閲覧、写しの交付等に係る手数料を対象者から徴収するものとする。
- (2) 診療録等の開示手数料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。情報公開法）の規定に準じ、施設長が定める。

11 診療録等開示委員会の設置

- (1) 各国立病院等に、「診療録等開示委員会」を設置する。
- (2) 診療録等開示委員会の構成は、原則として、副院長、医長、看護部長又は総看護婦長、事務部長又は事務長、医事課長等とし、施設長が委員を指名するものとする。
- (3) 診療録等開示委員会は、施設長の諮問に応じて、診療録等の開示の可否、開示の範囲等について審査を行い、答申するものとする。

12 円滑な診療情報提供のための環境整備

- (1) 開示申請書、開示許可書、開示した診療録等、診療情報の提供に関する諸記録（以下「診療情報諸記録」という。）については、各施設において

「診療情報諸記録管理規程」を定め、厳格な管理及び保管を行うものとする。

(2) 診療情報諸記録管理規程には、以下の内容を定めるものとする。

- ① 診療情報諸記録の管理組織体制
- ② 診療情報諸記録の整理、引継方法等の具体的管理方法
- ③ 診療録等の閲覧場所、閲覧方法、閲覧者の遵守事項
- ④ その他、診療情報諸記録の管理、保管に必要な事項

診療録等開示申請書

年 月 日

院長 殿

住 所
 申請者 氏 名
 電話番号

以下のとおり、申請します。

1 申請に係る 診療情報の内容		
2 提供の区分		(1) 閲覧 (2) 口頭による説明 (3) 勝写 (4) 要約書の交付
3 申請の理由		
4 患者本人の氏名等 (患者本人以外が申請する場合)		患者本人の氏名
		患者本人の住所 及び電話番号
		患者本人との続柄
* 事務局 処理欄	申請者本人 確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険証 (4) その他 ()
	申請者資格 確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ()
*備考		

《注》

- 1 「申請に係る診療情報の内容」欄は、提供の申請をしようとする診療情報が特定できるよう具体的に記入してください。
 - 2 *欄には、記入しないでください。
- ※ 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

診療録等診療情報取扱回答書

様

院長

年 月 日付けで受け付けた診療情報の提供申し出について、次のとおり取り扱うことにしましたので、通知します。

1 提供取扱の種類	(1) 閲覧	可 · 不可	
	(2) 口頭による説明	可 · 不可	
	(3) 資写	可 · 一部可 · 不可	
	(4) 要約書の交付	可 · 不可	
2 申出にかかる診療情報の内容			
3 診療情報の提供の日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時 分
	場 所		
4 提供しない場合の理由とその範囲			
5 事務局	電話番号		
6 備考			

《注》

当日は、この回答書と申請者本人であることを証明する書類を持参してください。また、上記の日時に来られない場合は、事前に電話等で事務局まで連絡してください。

※ 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。

(参考)

情報公開法における手数料

1 開示請求に係る手数料（開示請求手数料）

開示請求に係る行政文書1件につき300円

2 開示実施手数料

開示を受ける行政文書1件につき、別表の「行政文書の種別」欄に掲げる行政文書の種別ごとに、同表の「開示の実施の方法」欄に定める方法に応じ、それぞれ、同表「開示実施手数料の額」欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合計額。以下「基本額」という。）

ただし、基本額が、300円に達するまでは、無料とし、300円を超えるときは、当該基本額から300円を減じた額とする。

3 別表

行政文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
文書又は図画	閲覧	100枚までごとに100円
	撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに750円を加えた額
	複写機により複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2版については60円、A1版については120円）
	撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき130円（縦203mm、横254mmのものについては、530円）に12枚までごとに750円を加えた額
電磁的記録	用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとに200円
	用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき20円

4 口頭による説明

口頭による説明については情報公開法に規定されていないので、各施設で定める必要があるが、1件につき、1,000円程度の手数料とすべきである。

(参考)

国立病院等における診療情報の提供のフローチャート

